

基本目標 5 「仕事と子育ての両立支援」の推進

「仕事と子育ての両立支援」の推進

【現状と課題】

安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めるうえで、仕事と子育ての両立支援が大きな課題のひとつになっています。

育児・介護休業法の改正等、法律の整備は進んでいるものの、事業所によっては経営環境の厳しさから具体的な支援システムの整備が不十分であるなど、仕事と子育ての両立が未だ困難な状況にあります。

青森県が実施した「平成18年度男女共同参画に関する調査研究報告書」によると、「男性も日常的な家事や子育てなど家庭の役割にも関わるべき」という男性が多数を占め、性別役割分業の意識は確実に変化していることがうかがえます。しかしその一方で、「男は妻子を養う責任がある」という意識は、若年世代にも強固に根付いていることがうかがえます。

国が示す仕事と生活の調和の実現のためには、働き方の見直しが必要であり、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていくことが求められております。

市としても市民の男女共同参画意識の醸成を進めるほか、労働者、事業主等の理解や合意形成のための広報・啓発により、働き方の見直しを働きかけるとともに、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に取り組みます。

【具体的施策】

具体的施策	内 容	担当課
男女共同参画の意識づくり	事業主や市民の意識づくりのため、職場や家庭等における男女共同参画をテーマにしたセミナー等を開催します。	企画課
関係団体等が主催するセミナー等の周知	仕事と生活、子育てのバランスのとれた多様な働き方を選択できる環境づくりのため、(財)21世紀職業財団等が主催する各種セミナー等について周知します。	商工労政課
育児休業制度等関係法制度等の広報・周知	制度に対する事業主等の意識向上のため、制度の周知を行います。	商工労政課

具体的施策	内 容	担当課
保育サービス等の充実（再掲）	<p>多様な保育需要に対応するため、延長保育や一時保育などの充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育促進事業（再掲） ・一時預かり事業（再掲） ・障害児保育事業（再掲） ・休日保育事業（再掲） ・病児病後児保育事業（再掲） 	児童家庭課
放課後児童健全育成事業（再掲）	<p>児童の健全育成を図るとともに、共働き家庭等を支援するため、原則として児童館・児童センター未設置の小学校区において、小学校低学年を対象とした放課後児童健全育成事業を実施します。</p> <p>子どもの安全と保護者の安心の確保のため、開設の場所、人数規模、指導員の資質向上等、国のガイドラインに添った事業実施を検討します。</p>	児童家庭課
保育所地域活動事業（再掲）	<p>平成20年度までは、「異年齢児・世代間交流事業」「育児講座・育児と仕事両立支援事業」「食育の推進」及び「小学校低学年児童の受入れ」の4科目を実施してきました。</p> <p>近年、放課後児童健全育成事業を利用する子どもに、待機者が出ていることから、上記事業の見直しを行い、平成21年度からは、「小学校低学年児童の受入れ」の科目に絞って実施しています。</p> <p>放課後児童の適切な処遇、安全を確保し、保護者の就労を支援するため、一時保育の場を活用して小学校に就学している概ね10歳未満の子どもを受入れている保育所に対し、補助金を交付し、共働き家庭を支援します。</p>	児童家庭課
子育てサポートシステム「さんかくネット」（再掲）	<p>子育てと仕事や社会活動などが両立できる環境をつくるため、急な仕事や通院など変則的な保育の需要に対し、従来の保育サービスの補完として、子育て期にある保護者の支援を行います。</p>	企画課